

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.34】

補 助 金 名 称	旭川消費者協会事業費補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H28		終期	-
予 算 事 業 名	消費生活行政推進費					(事業コード)		102104		
所 管 部 署	市民生活 部		市民生活 課		消費生活センター 係		電話番号	内線 80-2650		
交付先(団体、個人等)	一般社団法人旭川消費者協会事業費補助金									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市民(消費者)							
	(意図) どういう状態にしたい		消費生活に必要な情報の提供や悪質商法による消費者被害の未然防止が図られた状態							
対象事業等の内容	消費者出前講座、消費者講演会等消費者啓発事業									
積算方法	補助対象となる事業への市以外の補助金、その他の収入を除いた額として、かつ、本市の予算の範囲内において市長が定める。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 開催回数					②				
	単位:回					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	10	15	24	29	28					
成果指標と過去5年間の実績	① 参加者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	467	599	1,112	1,187	1,253					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		215	244	300	300	300
		協議会負担						
		その他		0	0	69	48	50
	収入合計		215	244	369	348	350	
	市補助率(%)		100.0%	100.0%	81.3%	86.2%	85.7%	
	支出合計		215	244	369	348	350	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源		15	44	300	300	300	
	特定財源		200	200	0	0	0	
	人件費	正職員	人工金額	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
				751	767	776	783	808
	臨時・嘱託／会計年度任用職員							
	その他事務費							
	合計		966	1,011	1,076	1,083	1,108	
受益対象者数		599	1,112	1,187	1,253	1,200		
補助金単位コスト(単位:円)		1,613	909	906	864	923		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
		消費者協会は消費生活に必要な情報の提供や悪質商法による消費者被害の未然防止を目的として設立された団体であることから補助目的との整合性がとれている。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間(終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		◇ 上記以外	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。書類は添付済にか、実地調査は不実施にしたし、不安な旨合理的な説明が可能なもの	□ 概ね合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		消費者被害の未然防止を目的として、広く市民を対象に事業を行っている。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		消費者出前講座や消費者講演会等を通じて消費者教育や啓発を図ることにより、消費者被害の防止に寄与している。令和3年度は新型コロナウイルス感染防止のため回数は減少したが、例年は約30回程度開催し、約1,200人が参加している。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		交付先団体は本市の消費生活相談業務受託の他に収益事業がなく、財政基盤は脆弱と認められるため、補助率は予算の範囲内としている。交付目的を達せられる団体が他に存在しないため、上記の理由により補助を継続する必要があることから見直しの終期は定めていない。	

4令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川消費者協会事業費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	交付先団体は本市の消費生活相談業務受託の他に収益事業がなく、財政基盤は脆弱と認められる。さらに、交付目的を達せられる団体が他に存在しないため、補助を継続する必要がある。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	交付先団体は本市の消費生活相談業務受託の他に収益事業がなく、財政基盤は脆弱と認められる。さらに、交付目的を達せられる団体が他に存在しないため、補助を継続する必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.35】

補 助 金 名 称	協働事業提案制度負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	H22		終期	—
予 算 事 業 名	協働のまちづくり推進費					(事業コード)		111101		
所 管 部 署	市民生活 部 地域活動推進 課					係	電話番号		内線 3517	
交付先(団体、個人等)	審査選考を経て提案事業が採択された、旭川市内で市民活動を行っている団体									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		地域、市民							
	(意図) どういう状態にしたい		市民の持つアイデアやノウハウを公共的課題の解決や地域の活性化に活かし、市民ニーズに合った公共サービスを提供するとともに、協働への理解を深め、よりよいまちづくりを目指す。							
対象事業等の内容	・提案団体自らが参加し、主に市内で実施する公益的な事業 ・市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業 ・提案団体と市とが協働で実施することにより、相乗効果が期待できる事業									
積算方法	市民提案型:負担金上限額50万円のコースと20万円のコースを設定(上限額の範囲内で負担率100%) 行政提案型(R7から拡充):負担金上限額100万円を設定(上限額の範囲内で負担率100%)									
事業量指標と過去5年間の実績	① 市民の企画提案による協働のまちづくり事業 単位:件					② 単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	3	4	4	2	3					
成果指標と過去5年間の実績	① 市民と行政との協働事業数 単位:件					② 単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	262	263	263	277	284					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市負担金		1,929	1,617	1,000	965	2,000
		団体自己負担		342	522	234	54	409
	その他							
	収入合計		2,271	2,139	1,234	1,019	2,409	
	市補助率(%)		84.9%	75.6%	81.0%	94.7%	83.0%	
	支出合計		2,271	2,139	1,234	1,019	2,409	
うち食糧費、交際費			94		18			
次年度繰越								
市負担額	一般財源		1,929	1,617	1,000	965	2,000	
	特定財源							
	人件費	正職員	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	
		人工金額	5,256	5,371	5,429	5,483	5,653	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		7,185	6,988	6,429	6,448	7,653	
受益対象者数		329,822	326,057	322,527	318,088	314,101		
補助金単位コスト(単位:円)		22	21	20	20	24		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計処理については、事業計画に基づき適正に処理されている。精算時に負担金交付決定額に対して余剰金が生じた場合には戻入している。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基 準との 適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	☐ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	☐ 概ね合致する
		◆ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	■ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	☐ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	☐ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	☐ 有(4年未満) ☐ 有(4年以上) ☐ 継続4年未満	
	◇ 奨励目的の補助、終期を設定	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
	◆ 終期末設定で、補助継続4年以上		
		☐ 同一団体補助だが、見直し設定していない ☐ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	☐ 合致しない	
(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	☐ 合致する (※左欄2項目とも適合)	
	◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	■ 概ね合致する	
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。		
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	☐ 合致しない	
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	市民との協働により、公益的な課題の解決や公共サービスの提供を目的としている。		■ 公益性が高い
			☐ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	旭川市市民活動基本方針に基づく協働推進の取組の一環として、市民又は市が把握する公益的な課題の解決を図る事業について、市民の企画提案に基づき市民と市とが協働で実施する事業の負担金であること、類似した事業の補助金制度がないことから、必要性が高いと言える。		■ 必要性が高い
			☐ 必要性が高いとは言えない
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	本事業で採択され実施した事業で、手話の講座や放課後児童クラブなど市の委託事業化したもの、環境アドバイザー制度へ登録したもの、異世代交流事業として団体と市とが共催で実施継続しているもの、本事業終了後も団体の事業として継続し(外来生物の調査、駆除活動、普及啓発講座等)、市が事業支援しているものがあり、市民と行政が連携しながら、市民が主体となって公共的サービスを提供する「市民主体のまちづくり」につながっている。また、市民活動団体の持つ専門的なノウハウやツールを活かすことで事業効果の向上につながっている。		■ 効果が高い
☐ 効果が高いとは言えない			
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	(1) 対象経費:食糧費については、原則対象外だが、外部講師や協力者に対する茶代等、事業実施に必要なかつ最小限のものは認める場合があり、適正かどうかは審査で個別に判断している。		
	(2) 受益者負担:それぞれの協働事業において、目的と内容に応じた受益者負担を求める場合もある。		
	(3) 補助率の参考基準:市と市民活動団体との協働により、公共的課題の解決や地域の活性化を図る事業という性質上、補助率については負担金上限額の範囲内で、最大100%まで認めている。		
	(4) 見直し期間:交付団体は3年まで継続して負担金申請を可能としているが、採択事業については年度ごとに審査によって決定しているため、同一団体に対しての補助継続を前提としたものではない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	協働事業提案制度負担金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	提案団体数が減少している実態を踏まえ、事業の在り方について検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和5年度	提案団体数が減少している状況を受けて、予算を減額した。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
令和7年度	行政が抱える喫緊の課題解決に特化し、よりスピーディな解決を目指すために、市からテーマや企画を提示する行政提案型事業を拡充した。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	年度ごとに提案事業の募集と選定を行うため、継続的に実施することで効果が高まる事業については、翌年度以降の対応が課題である。
解決に向けた取組	協働のきっかけづくりとしての事業であり、前年度に採択された事業を翌年度に全て採択することは難しいが、団体と市が密に連携することによって、事業継続のための情報共有を図ることは可能である。

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	本事業は、旭川市まちづくり基本条例第11条に規定する市民等と市との協働を推進するため、市民活動団体の自発的な企画と、実践機会を創出する上で有効であり、継続していく必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	住民活動や地域づくりに係る他の補助金との関連性を踏まえて、他の補助金との統合を視野に、在り方について検討すること

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.36】

補 助 金 名 称	旭川市市民憲章推進委員会活動補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への運営費補助					始期	S35		終期	-
予 算 事 業 名	平和都市・市民憲章推進費					(事業コード)		11110601		
所 管 部 署	市民生活 部 地域活動推進 課					係	電話番号		内線3515	
交付先(団体、個人等)	旭川市市民憲章推進委員会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市民							
	(意図) どういう状態にしたい		市民憲章の理念が市民生活に融和し、豊かな郷土を築くための様々な活動が展開されていけるよう、市民憲章の普及・啓発を図り、各事業・取組を推進していく。							
対象事業等の内容	○市民憲章の普及・啓発(チラシの作成・配布・配置) ○市民憲章関連事業の取組(ごみのポイ捨て禁止運動(春・秋)、関連事業への参加等)									
積算方法	交付要綱第2条に基づき、市民憲章推進委員会の当該年度における活動に要する経費について算出し、毎年度予算の定める範囲内で交付している。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 構成団体数					②				
	単位:団体					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	17	17	17	17	17					
成果指標と過去5年間の実績	① 関連事業参加人数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	3,514	4	0	1,245	3,669					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		17	17	17	17	17
		市補助金		100	100	100	100	100
		協議会負担						
		その他						
	収入合計		117	117	117	117	117	
	市補助率(%)		85.5%	85.5%	85.5%	85.5%	85.5%	
支出合計			100	100	100	100	100	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		17	17	17	17	17	
市負担額	一般財源		100	100	100	100	100	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
				1,502	1,535	1,551	1,567	1,615
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		1,602	1,635	1,651	1,667	1,715	
受益対象者数		324,809	321,248	316,991	313,048	313,048		
補助金単位コスト(単位:円)		5	5	5	5	5		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計処理については、会計責任者のもと行われており、また総会時において、監査から会計監査報告を受けていることから、適正に処理されている。繰越金については、数年間継続して生じているが、市補助金が交付されるまでの間に、総会に係る経費の支出等が必要であることから妥当である。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	☐ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◆ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	■ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	☐ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	☐ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	☐ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	☐ 有(4年未満)
			☐ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	☐ 継続4年未満
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	☐ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	☐ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	☐ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	☐ 合致しない
	2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		旭川市民にとって道しるべとなる市民憲章を広く市民に普及・啓発することを目的としている。	■ 公益性が高い
			☐ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		旭川市民にとって道しるべとなる市民憲章を広く市民に普及・啓発することを目的としている。	■ 必要性が高い
			☐ 必要性が高いとは言えない
	4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		旭川市や関連団体で取り組む行事への参加呼びかけ等普及啓発活動を行うことは、旭川市民にとって道しるべとなる市民憲章を広める効果がある。	■ 効果が高い
			☐ 効果が高いとは言えない
5 その他	5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		1(2)受益者負担になじまない。(3)補助率の参考基準については、市民憲章推進委員会の活動においては、受益者が具体的に特定されるものではなく、その成果は広く市民に寄与する公共性の高いものであることから、基準との適合性を判断するには、性格上馴染まないものである。(4)市民憲章の普及・啓発のため、当該委員会が安定的に活動を継続できるよう補助を行うものであり、見直し期間は設定していない。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市市民憲章推進委員会活動補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	市民憲章の普及・啓発のため、当該委員会が安定的に活動を継続できるよう補助を行う必要が囀る。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
毎年度	より多くの市民の目に市民憲章が触れるように、PRチラシについて、内容、配色、デザインの見直し・工夫を行った。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	例年多くの市民参加により市民憲章関連事業を実施しており、今後も多くの市民が参加できるよう取り組む。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	近年の活動状況を踏まえ補助金の必要性を整理し、廃止も含めて検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要 【No.37】

補 助 金 名 称	旭川市市民委員会活動補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(運営費・事業費)					始期	S37		終期	—
予 算 事 業 名	住民活動推進費					(事業コード)	112101			
所 管 部 署	市民生活 部 地域活動推進 課					係	電話番号		内線3522	
交付先(団体、個人等)	市内61地区市民委員会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市民							
	(意図) どういう状態にしたい		協働の福祉を増進し、住みよい地域社会を形成する。							
対象事業等の内容	一定地域内で住民によって自主的に結成された市民委員会の運営及び事業(会議関係・広報活動・交通安全推進活動・青少年育成活動・ボランティア活動・防犯活動・環境美化活動・文化活動等)									
積算方法	均等割200,000円＋世帯数割(@200円×市民委員会構成世帯数)									
事業量指標と過去5年間の実績	① 市民委員会加入世帯数					②				
	単位:世帯					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	95,535	94,480	92,948	92,130	90,611					
成果指標と過去5年間の実績	① 町内会加入率					②				
	単位:%					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	57.1	56.6	56.0	55.9	55.4					

2 収支状況等 単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		24,192	30,689	36,738	24,800	21,874
		市補助金		28,471	28,196	28,571	28,127	30,600
		協議会負担		21,074	20,068	20,529	20,871	20,557
		その他		27,949	10,924	11,774	18,763	16,509
	収入合計		101,686	89,877	97,612	92,561	89,540	
	市補助率(%)		28.0%	31.4%	29.3%	30.4%	34.2%	
	支出合計		70,997	53,139	72,812	70,687	89,540	
	うち食糧費、交際費		961	922	2,458	2,391	2,458	
	次年度繰越		30,689	36,738	24,800	21,874	0	
市負担額	一般財源		28,471	28,196	28,571	28,127	30,600	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
				1,502	1,535	1,551	1,567	1,615
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		29,973	29,731	30,122	29,694	32,215	
受益対象者数			94,480	92,948	92,130	90,611	89,433	
補助金単位コスト(単位:円)			317	320	327	328	360	
適格性			共通事項	◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
			団体の運営、 会計処理等	◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
			会計処理については、総会時において監査から会計監査報告を受けていること等から、適正に処理されている。繰越金については、継続して生じており随時点検する必要があるが、年度初頭に市補助金が交付されるまでの間に必要となる運営資金(総会開催経費等)として妥当な範囲内である。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満)	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 有(4年以上)	
◆ 終期末設定で、補助継続4年以上		□ 継続4年未満	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
	◇ 上記以外	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
(6)支出を証する書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
	◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施		
	◆ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 合致する	
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	□ 合致しない	
2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	市民委員会は、地域主体のまちづくりの推進において住民活動の主力であり、行政サービスだけでは対応しきれない地域住民の課題やニーズに応じた各種取組を実施するなど公共性も高いため、その活動に対する支援は、不特定多数の市民に効果が行きわたり、公益性が高い。		■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	市民委員会は、地域課題の解決に向けた取組を展開していくに当たり、立案実働の中心的な存在である上に、支援の廃止・縮小は住民組織に極端な地域差を生じさせたり、活動が不可能な地域が生じる可能性もあるなど住民活動の衰退を招くおそれがあるため、必要性は高い。		■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)		(左の内容を踏まえての評価)
	町内会への加入は任意であるため、補助金の効果が成果指標に即時に反映されにくい側面はあるものの、住民活動の主力である市民委員会への支援は、住民福祉の増進や住みよい地域社会の形成に寄与する活動の促進につながることから、一定の効果がある。		■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	・(2)受益者負担及び(3)補助率の参考基準については、住民活動の活発化のため組織運営に必要な経費として均等割20万円と組織の規模に応じた世帯数割分を加算して算出し交付していることから、基準との適合性を判断するには、性格上馴染まないものである。 ・(4)見直し期間については、地域主体のまちづくりを推進するためには、住民活動の主力である市民委員会への永続的な支援が必要であることから、見直し期間や終期は設定していない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市市民委員会活動補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	市民委員会それぞれの活動状況を踏まえた補助金の積算方法や、補助金の交付目的に沿った適切な成果指標の設定について検討すること。また、地域活動の担い手不足や高齢化が進行する中で、関係団体とも協議し、将来的に持続可能な組織や活動、それに伴う行政からの支援の在り方について検討すること。 なお、関係団体が一同に会し、現状の課題等を共有できる場を設けるなど、将来的な組織や活動の在り方について検討を進めること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
	交付先との調整が整わず、現時点では見直しに至っていない。持続可能な地域コミュニティ組織の在り方検討を現在行っており、引き続き調整を行っていく。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	交付目的に対する効果が見えにくい。
解決に向けた取組	各市民委員会の活動状況を踏まえた補助金積算方法や、補助金の交付目的に沿った適切な成果指標の設定を行う。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	見直し	令和3年度行政評価を踏まえ、引き続き持続可能な地域コミュニティ組織の在り方検討を行うとともに、適切な成果指標の設定を行う。
外部評価	見直し	各市民委員会により活動状況が異なることから、一律的な積算方法によることなく、それぞれの活動状況を踏まえた補助金になるよう検討すること。
2次評価	見直し	各市民委員会により活動状況が異なることから、一律的な積算方法によることなく、それぞれの活動状況を踏まえた補助金になるよう検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.38】

補 助 金 名 称	旭川市市民委員会連絡協議会運営補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への運営費補助					始期	S61		終期	
予 算 事 業 名	住民活動推進費					(事業コード)		112101		
所 管 部 署	市民生活 部 地域活動推進 課					係	電話番号		内線3518	
交付先(団体、個人等)	旭川市市民委員会連絡協議会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市民							
	(意図) どういう状態にしたい		旭川市市民委員会連絡協議会の活動を通じ、住み良い地域社会の建設と市民福祉の増進に寄与する。							
対象事業等の内容	61地区市民委員会の会長をもって組織し、市民の福祉増進のため全市的見地に立ったまちづくりの事業に取り組む旭川市市民委員会連絡協議会の運営及び事業(各地区市民委員会の連絡調整、コミュニティ活動の研究とリーダー研修、まちづくりに対する行政への提言、市民委員会活動に対する支援の推進等)									
積算方法	当該協議会の運営に要する経費のうち補助対象経費の10分の10で、毎年度予算の定める範囲内で交付。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 市民委員会加入世帯数					②				
	単位:世帯					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	95,535	94,480	92,948	92,130	90,611					
成果指標と過去5年間の実績	① 町内会加入率					②				
	単位:%					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	57.1	56.6	56.0	55.9	55.4					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		1,655	1,386	1,194	1,195	1,026
		市補助金		5,478	6,672	6,811	7,033	4,200
		協議会負担		0	0	728	735	980
		その他		1,512	10	10	12	11
	収入合計		8,645	8,068	8,743	8,975	6,217	
	市補助率(%)		63.4%	82.7%	77.9%	78.4%	67.6%	
	支出合計		7,259	6,874	7,548	7,949	6,217	
	うち食糧費、交際費		22	48	784	781	992	
	次年度繰越		1,386	1,194	1,195	1,026	0	
市負担額	一般財源		5,478	6,672	6,811	7,033	4,200	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工	0.2	0.2	0.2	0.2	
			金額	1,502	1,535	1,551	1,567	1,615
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		6,980	8,207	8,362	8,600	5,815	
受益対象者数			94,480	92,948	92,130	90,611	89,433	
補助金単位コスト(単位:円)			74	88	91	95	65	
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、 会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計処理については、総会時において監査から会計監査報告を受けていること等から、適正に処理されている。繰越金については、継続して生じており随時点検する必要があるが、年度初頭に市補助金が交付されるまでの間に必要となる運営資金(総会開催経費等)として妥当な範囲内である。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	☐ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◆ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	■ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	☐ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	☐ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	☐ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	☐ 有(4年未満)
			☐ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	☐ 継続4年未満
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	☐ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	☐ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	☐ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	☐ 合致しない
	2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		当該協議会が取り組む全市的見地に立ったまちづくりの事業は、広く市民の福祉増進に繋がる公共性の高いものであるため、その活動に対する支援は、不特定多数の市民に効果が行きわたり、公益性が高い。	■ 公益性が高い
			☐ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		当該協議会は、地域主体のまちづくりにおいて活動の主体となる市民委員会や町内会を先導し、相互の連絡調整など重要な役割を担い、全市的な取組を進める上でも中心的な存在であるが、市補助金を主な財源とし、その廃止により運営が困難になるため、必要性は高い。	■ 必要性が高い
			☐ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		町内会への加入は任意であるため、補助金の効果が成果指標に即時に反映されにくい側面はあるものの、住民活動の主力である市民委員会等を先導する当該協議会への支援は、住民福祉の増進や住みよい地域社会の形成に寄与する活動の促進につながり、一定の効果がある。	■ 効果が高い
			☐ 効果が高いとは言えない
5 その他	5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		・(2)受益者負担及び(3)補助率の参考基準については、市民委員会連絡協議会の活動においては、受益者が具体的に特定されるものではなく、その成果は広く地域の福祉向上に寄与する公共性の高いものであることから、基準との適合性を判断するには、性格上馴染まないものである。	
		・(4)見直し期間については、地域主体のまちづくりを推進するためには、本市の住民組織の先導となる当該協議会への永続的な支援が必要であることから、見直し期間や終期は設定していない。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市市民委員会連絡協議会運営補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	住民活動や地域づくりに係る他の補助金と併せて、行政からの支援の在り方について引き続き検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
	持続可能な地域コミュニティ組織の在り方検討を現在行っており、引き続き調整を行っていく。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	地域活動の担い手不足や高齢化、組織の衰退
解決に向けた取組	持続可能な地域コミュニティ組織の在り方検討の実施

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	見直し	令和3年度行政評価を踏まえ、引き続き持続可能な地域コミュニティ組織の在り方検討を行う。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	住民活動や地域づくりに係る他の補助金との関連性を踏まえて、本補助金の必要性を整理し、行政からの支援の在り方について引き続き検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.39】

補 助 金 名 称	町内会等活性化事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	R1		終期	—
予 算 事 業 名	住民活動推進費					(事業コード)	112101			
所 管 部 署	市民生活 部 地域活動推進 課					電話番号	内線 3517			
交付先(団体、個人等)	町内会・自治会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して	町内会・自治会								
	(意図) どういう状態にしたい	町内会・自治会の組織力強化や地域の課題解決、地域住民相互の交流促進等の活動を支援することで、地域力の向上及び地域主体のまちづくりの推進をする。								
対象事業等の内容	町内会・自治会の組織力強化や、地域の課題解決、地域住民相互の交流促進等の活動に関する事業									
積算方法	上記事業に係る補助対象経費の10分の10以内又は10分の8以内で、10万円を限度に毎年度予算の定める範囲内で交付									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助金交付事業(団体数) 単位:件					② 単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	6	4	8	14	16					
成果指標と過去5年間の実績	① 町内会加入率 単位:%					② 単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	57.1	56.6	56.0	55.9	55.4					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		0	0	0	0	0
		市補助金		386	703	1,166	1,370	1,500
		町内会負担金		124	1,301	1,350	1,941	2,682
		参加者負担金		0	0	38	196	48
		寄附金		155	0	76	160	0
		売り上げ		0	118	329	0	120
	収入合計		665	2,122	2,959	3,667	4,350	
	市補助率(%)		58.0%	33.1%	39.4%	37.4%	34.5%	
	支出合計		665	2,122	2,959	3,667	4,350	
	うち食糧費、交際費		8	887	755	1,083	1,183	
次年度繰越		0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源		386	703	1,166	1,370	1,500	
	特定財源		0	0	0	0	0	
	人件費	正職員	人工	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
			金額	1,502	1,535	1,551	1,567	1,615
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		1,888	2,238	2,717	2,937	3,115	
受益対象者数			1,720	1,203	5,009	4,272	4,674	
補助金単位コスト(単位:円)			1,098	1,860	542	688	666	
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
		団体の運営、会計処理等		◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
				◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付 基準 との 適合 性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考 基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満)	
		□ 有(4年以上)	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 継続4年未満	
◆ 終期末設定で、補助継続4年以上		□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
	◇ 上記以外	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(6)支出を証する 書類の添付	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する	
	◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)	
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	■ 概ね合致する	
	◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
2 公益 性	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	地域課題の解決や、地域の特性、魅力等を生かした活性化への取組など、地域主体のまちづくりの推進を目的としており、公益性は高い。	■ 公益性が高い	
3 必要 性		□ 公益性が高いとは言えない	
	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	地域コミュニティの維持・充実が重要な課題となっている中、地域活性化のための様々な取組を行政として支援していく必要がある。	■ 必要性が高い	
4 効果		□ 必要性が高いとは言えない	
	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	地域主体のまちづくりを進めていくためには、地域コミュニティの基礎単位である町内会等の活性化が不可欠であり、補助金を活用して、地域の見守り事業や世代間交流事業などを実施しており、町内会等の活性化の推進に寄与した。	■ 効果が高い	
5 その他		□ 効果が高いとは言えない	
	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(2)受益者負担については、実施事業の内容から必要に応じて、適正な費用負担を求めている。 1(3)補助率については、地域力の向上等を目的とした事業に取り組みやすいように、補助率を10分の10以内又は10分の8以内としている。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	町内会等活性化事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	本事業は、町内会の担い手不足という課題解決のため、地域を活性化し、地域コミュニティの維持・充実を図る上で有効であり、継続していく必要がある。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	活性化に向けて継続的に取り組んでいる町内会等への支援の在り方
解決に向けた取組	採択事業の選定に当たり、継続実施の町内会に対しては加点を付けるなどの審査方法を検討する。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	本事業は、地域を活性化し、地域コミュニティの維持・充実を図る上で有効であり、持続可能な地域社会の実現のためには継続していく必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	住民活動や地域づくりに係る他の補助金との関連性を踏まえて、本補助金の必要性を整理し、行政からの支援の在り方について引き続き検討すること。

結果欄：継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.40】

補 助 金 名 称	地域まちづくり推進事業負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への補助(事業費補助)					始期	R1		終期	-
予 算 事 業 名	地域まちづくり推進事業費					(事業コード)		112102		
所 管 部 署	市民生活 部 地域活動推進 課					係	電話番号		内線 3515	
交 付 先 (団 体 、 個 人 等)	旭川市地域まちづくり推進協議会設置要綱の別表に定める各協議会の所管区域の住民等が組織する団体等									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		地域まちづくり推進協議会のエリアに居住する住民等							
	(意図) どういう状態にしたい		行政課題の解決に向けた取組を推進するため、身近な地域で住民が主体的にまちづくりに参画し、地域住民が安心して生き生きと暮らしている状態							
対象事業等の内容	あらかじめ市が提案するテーマに沿って、地域まちづくり推進協議会の意見を踏まえて実施する、行政課題の解決に向けた事業 ※令和元年度から、地域まちづくり推進事業補助金の一部(行政提案事業)を負担金制度とした。									
積算方法	負担金交付要綱に定めた対象経費で、次の事業について、それぞれ定める額を限度に交付する。 1 子どもの居場所づくり事業 :30万円 2 困っている人たちの共助の居場所づくり:15万円 3 逃げ遅れゼロの地域づくりプロジェクト:20万円									
事業量指標と過去5年間の実績	① 地域まちづくり推進事業補助金・負担金の交付件数 単位:件					② 単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	52	58	64	67	66					
成果指標と過去5年間の実績	① 地域まちづくり推進協議会の事業・活動に参画した地域住民の人数 単位:人					② 単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1,006	890	1,526	1,710	1,579					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		0	0	0	0	0
		市補助金		200	547	376	365	650
		協議会負担		0	0	0	0	0
		自主財源		0	0	0	2	0
		その他		0	1	4	0	0
	収入合計		200	548	380	367	650	
	市補助率(%)		100.0%	99.8%	98.9%	99.5%	100.0%	
	支出合計		200	548	380	365	650	
	うち食糧費、交際費		0	7	3	10	0	
次年度繰越		0	0	0	0	0		
市負担額	一般財源		200	247	227	208	275	
	特定財源		0	300	149	157	375	
	人件費	正職員	0.0	0.1	0.08	0.08	0.1	
		人工金額	300	767	620	627	808	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		500	1,314	996	992	1,458	
	受益対象者数		324,809	321,248	316,991	313,048	313,048	
補助金単位コスト(単位:円)		2	4	3	3	5		
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満)	
		□ 有(4年以上)	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 継続4年未満	
◆ 終期末設定で、補助継続4年以上		■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
(5)交付規程 (支出根拠)	◇ 同一団体補助だが、見直し設定していない	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
	◇ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(6)支出を証する書類の添付	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する	
	◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)	
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する	
2 公益性	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
3 必要性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	地域課題の解決や、地域の特性、魅力等を生かした活性化への取組など、地域づくりの推進を目的としており、公益性は高い。	■ 公益性が高い	
		□ 公益性が高いとは言えない	
4 効果	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	設定した事業量指標である「地域まちづくり推進事業補助金・負担金の交付件数」が令和6年度には66件と、コロナ禍における地域活動の停滞を経て地域活動が再開しており、地域のまちづくり活動の推進が図られている。地域が抱える課題の解決に向け、様々な担い手による主体的な取組について、引き続き支援が必要である。	■ 必要性が高い	
		□ 必要性が高いとは言えない	
5 その他	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	成果指標である「地域まちづくり推進協議会の事業・活動に参画した地域住民の人数」が令和2年度の1,006人から、令和6年度の1,579人と増加しており、地域の主体的なまちづくり活動が推進されている。	■ 効果が高い	
		□ 効果が高いとは言えない	
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	【1(2)及び(3) 補助金交付基準との適合性で合致しない理由】 本補助金は、地域で活動する様々な団体の連携を促進し、地域の主体的なまちづくり活動を支援することで、地域力の向上と合わせて地域の活性化を図ることを目的として、特に政策的に実施しているものであるため。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	地域まちづくり推進事業負担金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	行政側が提案する事業テーマについては、必要に応じて見直しを行うが、本制度は、行政課題の解決に向けて地域の主体的な取組を支援する上で継続が必要である。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	一部地域においては、事業実施の担い手の固定化がみられる。
解決に向けた取組	様々な担い手による主体的な取組となるよう、担い手の発掘やマッチング等について、地域の特性を踏まえながら引き続き支援する。

6全体的評価

評価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	行政課題の解決に向けて地域の主体的な取組を支援する上で継続が必要であるため。
外部評価	見直し	住民活動や地域づくりに係る他の補助金との関連性を踏まえて、本補助金の必要性を整理し、他の補助金との統合を視野に、廃止又は事業費縮減を検討すること。
2次評価	見直し	住民活動や地域づくりに係る他の補助金との関連性を踏まえて、本負担金の必要性を整理し、他の補助金との統合を視野に、廃止又は事業費縮減を検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.41】

補 助 金 名 称	地域まちづくり推進事業補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	H22		終期	-
予 算 事 業 名	地域まちづくり推進事業費					(事業コード)		112102		
所 管 部 署	市民生活 部 地域活動推進 課					係	電話番号		内線 3515	
交付先(団体、個人等)	旭川市地域まちづくり推進協議会設置要綱の別表に定める各協議会の所管区域の住民等が組織する団体等									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		地域まちづくり推進協議会のエリアに居住する住民等							
	(意図) どういう状態にしたい		身近な地域で住民が主体的にまちづくりに参画し、地域住民が安心して生き生きと暮らしている状態							
対象事業等の内容	地域まちづくり推進協議会の意見を踏まえて実施する地域課題の解決策や、地域の特性、魅力等を生かした活性化への取組など、個性ある地域づくりを推進するための事業									
積算方法	補助金交付要綱に定めた補助対象経費で、次の事業について、それぞれ定める額を限度に交付する。 1 単独型まちづくり事業：1事業当たり20万円 2 包括型まちづくり事業：1協議会当たり40万円 (活動計画に基づき3事業以上を一体的に実施)									
事業量指標と過去5年間の実績	① 地域まちづくり推進事業補助金・負担金の交付件数 単位:件					② 単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	52	58	64	67	66					
成果指標と過去5年間の実績	① 地域まちづくり推進協議会の事業・活動に参画した地域住民の人数 単位:人					② 単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1,006	890	1,526	1,710	1,579					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		0	0	0	0	0
		市負担金		3,940	4,241	4,315	4,174	5,024
		協議会負担		0	0	0	0	0
		自主財源		0	21	165	173	0
		その他		30	40	231	225	0
	収入合計		3,970	4,302	4,711	4,572	5,024	
	市補助率(%)		99.2%	98.6%	91.6%	91.3%	100.0%	
	支出合計		3,970	4,302	4,711	4,572	5,024	
	うち食糧費、交際費		21	44	138	182	0	
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源		3,593	3,881	4,315	4,174	5,024	
	特定財源		347	360	0	0	0	
	人件費	正職員	0.56	0.64	0.67	0.66	0.66	
		人工金額	4,204	4,911	5,196	5,170	5,330	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		8,144	9,152	9,511	9,344	10,354	
受益対象者数		324,809	321,248	316,991	313,048	313,048		
補助金単位コスト(単位:円)		25	28	30	30	33		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
			■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない
		◇ 上記以外	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		地域課題の解決や、地域の特性、魅力等を生かした活性化への取組など、地域づくりの推進を目的としており、公益性は高い。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		設定した事業量指標である「地域まちづくり推進事業補助金・負担金の交付件数」が令和6年度には66件と、コロナ禍における地域活動の停滞を経て地域活動が再開しており、地域のまちづくり活動の推進が図られている。地域が抱える課題の解決に向け、様々な担い手による主体的な取組について、引き続き支援が必要である。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		成果指標である「地域まちづくり推進協議会の事業・活動に参画した地域住民の人数」が令和2年度の1,006人から、令和6年度の1,579人と増加しており、地域の主体的なまちづくり活動が推進されている。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		【1(2)及び(3) 補助金交付基準との適合性で合致しない理由】 本補助金は、地域で活動する様々な団体の連携を促進し、地域の主体的なまちづくり活動を支援することで、地域力の向上と合わせて地域の活性化を図ることを目的として、特に政策的に実施しているものであるため。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	地域まちづくり推進事業補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
見直し	住民活動や地域づくりに係る他の補助金と併せて、行政からの支援の在り方について引き続き検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
	現時点では見直しに至っていないが、町内会、市民委員会を含めた共助の在り方について検討をすすめており、その結果をふまえて支援制度についても整理していく。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
令和5年度	補助対象事業について、「単独型まちづくり事業補助金」と「包括型まちづくり事業補助金」の2区分に整理し、地域にとってより分かりやすく利便性の高い補助制度となるよう改正を行い、交付件数の増加につながった。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	一部地域においては、事業実施の担い手の固定化がみられる。
解決に向けた取組	様々な担い手による主体的な取組となるよう、担い手の発掘やマッチング等について、地域の特性を踏まえながら引き続き支援する。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	見直し	令和3年度行政評価を踏まえ、住民活動や地域づくりに係る他の補助金と併せて、行政からの支援の在り方について引き続き検討する。
外部評価	見直し	住民活動や地域づくりに係る他の補助金との関連性を踏まえて、本補助金の必要性を整理し、他の補助金との統合を視野に、廃止又は事業費縮減を検討すること。
2次評価	見直し	住民活動や地域づくりに係る他の補助金との関連性を踏まえて、本補助金の必要性を整理し、他の補助金との統合を視野に、廃止又は事業費縮減を検討すること。

結果欄: 継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.42】

補 助 金 名 称	旭川市地域会館建設費等補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への事業費補助					始期	S43		終期	
予 算 事 業 名	地域会館建設費等補助金					(事業コード)		112105		
所 管 部 署	市民生活 部 地域活動推進 課					係	電話番号		内線3518	
交付先(団体、個人等)	町内会、地区市民委員会、2以上の町内会の連合体等住民活動の母体となっている団体									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		地域住民							
	(意図) どういう状態にしたい		地域の住民組織活動をはじめ、青少年の健全育成、福祉活動、社会教育活動等住民の主体性と連帯性を高め、これらの主体的な活動を推進するための活動の拠点となる地域会館の整備等を行う。							
対象事業等の内容	地域会館等を新築、増改築、修繕若しくは取得又は会館等の敷地に融雪設備を設置する場合で、これらに要する費用が30万円以上のもの。									
積算方法	上記事業に要する費用の2分の1以内、新築、増改築、取得は700万円、解体は200万円、修繕は100万円を限度額とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助団体数					②				
	単位: 団体					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	10	14	14	12	19					
成果指標と過去5年間の実績	① 地域会館数					②				
	単位: 館					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	283	280	276	273	269					

2 収支状況等

単位: 千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越						
		市補助金		8,163	9,076	5,245	9,201	9,209
		協議会負担		9,372	12,727	6,076	12,489	9,173
		その他						
	収入合計		17,535	21,803	11,321	21,690	18,382	
	市補助率(%)		46.6%	41.6%	46.3%	42.4%	50.1%	
	支出合計		17,535	21,803	11,321	21,690	18,382	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		0	0	0	0	0	
市負担額	一般財源		8,163	9,076	5,245	9,100	9,209	
	特定財源					101		
	人件費	正職員	人工	0.3	0.3	0.3	0.3	
			金額	2,252	2,302	2,327	2,350	2,423
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		10,415	11,378	7,572	11,551	11,632	
受益対象者数			9,886	8,048	7,088	7,511	7,537	
補助金単位コスト(単位: 円)			1,054	1,414	1,068	1,538	1,543	
適格性			共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない			
					◆ 交付申請等が定めたとおりになっている			
			団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている			
			◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	■ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		地域会館は地域の住民組織活動など、様々な活動の場であり、住民の主体性と連帯性を高める活動の用に供するため、公益性が高い。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		会館の新築や修繕等には多額の費用を要することから、市の補助がない場合、住民の費用負担が大きくなり、会館を維持していくことができない。また、地域コミュニティ活動の場として、老朽化した既存の会館を活用していくためにも、本補助は必要である。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		現在、多くの地域会館で老朽化が進んでおり、修繕のニーズが増加していることから、次代のニーズに合ったものである。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市地域会館建設費等補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	地域会館は、コミュニティ活動の中心施設として、また、市が設置するコミュニティ施設(住民センター等)を補完する施設として、大きな役割を果たしており、会館を所有する町内会等の負担軽減を図るためには今後も継続した補助が必要である。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
令和6年度	地域会館整備に係る地域からの需要に適時に対応し、地域の負担軽減を図るために継続した補助を実施している。令和6年度に制度の改正を行い、100万円未満の小規模な修繕、解体又は設置について、前年度の計画書の提出は求めず、当年度の交付申請のみで執行可能とした。効果としては地域の事務手続きの負担の軽減となった。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	地域会館の約6割が築年数30年以上経過しており、本事業の需要が高まっており、地域団体が求めるニーズに答えられていないため、地域住民の活動拠点として地域会館が維持されるよう制度の拡充等を図る。
解決に向けた取組	限られた財源を公正に交付するため、地域の現状や緊急性、優先度を考量しながら対応する。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	地域会館は、コミュニティ活動の中心施設として、また市が設置するコミュニティ施設を補完する施設として大きな役割を果たしており、主体的な活動及び会館等の適正管理を助長し、会館を所有する町内会等の負担軽減を図るためには今後も継続した補助が必要である。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.43】

補 助 金 名 称	地域課題解決デザインコンテスト運営負担金									
補 助 金 の 性 格	団体への運営費負担金					始期	R6		終期	R6
予 算 事 業 名	地域情報共有プラットフォーム運営費					(事業コード)		112116		
所 管 部 署	市民生活 部 地域活動推進 課					係	電話番号		内線 3515	
交付先(団体、個人等)	一般社団法人大雪カムイミンタラ DMO									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		市民							
	(意図) どういう状態にしたい		・小中学生、高校生、大学生などが地域に関心を持ち、その抱える地域課題を解決するためのアイデアを考え、発表することを通じて探究型学習の機会を創出する ・地域課題を広く市民と共有することにより課題意識の共有を図る ・市民からのアイデアを社会実装することにより地域課題の解決を目指す							
対象事業等の内容	・アイデアコンテスト 学生達自らが地域課題を発見し、そのアイデアを提案するコンテストを開催する。提案されたものの中から、 実現可能なものについては社会実装を目指してプロトタイプの構築などに取り組む。 ・高校生CM塾 TikTokやリール動画などショートムービーでも情報発信に活用される中、若年層の関心が高い映像制作のワークショップなどを通じて地域課題に対する関心を持ってもらい、地域社会への参加と課題解決を目指す。									
積算方法	地域課題解決デザインコンテスト運営経費一式 9,600,000円									
事業量指標と過去5年間の実績	① デザインコンテスト提案数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					61					
成果指標と過去5年間の実績	① 実行された提案数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
					2					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越					0	
		市補助金					9,600	
		協議会負担					0	
		その他					0	
	収入合計					9,600		
	市補助率(%)					100.0%		
	支出合計					9,600		
うち食糧費、交際費								
次年度繰越					0			
市負担額	一般財源					9,600		
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額				0.2	
							1,567	
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計					11,167		
	受益対象者数					318,088		
補助金単位コスト(単位:円)					35			
適格性	共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◇ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計処理については、事業計画に基づき適正に処理されている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金 交付 基準 との 適合 性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	■ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◇ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
		□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
(5)交付規程 (支出根拠)	□ 同一団体補助だが、見直し設定していない		
	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない		
(6)支出を証する 書類の添付	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	◇ 実績報告時、支出証拠書類提出有	□ 合致する (※左欄2項目とも適合)	
	◇ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施		
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◆ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	■ 概ね合致する	
2 公益性	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	学生が課題解決のため自ら考え発表する機会を提供するとともに、地域課題を広く市民と共有し、課題の解決を目指す。	■ 公益性が高い	
3 必要性		□ 公益性が高いとは言えない	
	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	地域課題を共有し課題解決に向けた取り組みを進めることができる環境を整えていくことが必要である。	■ 必要性が高い	
4 効果		□ 必要性が高いとは言えない	
	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	学生から課題解決のために出されたアイデアについて、社会実装に向け取り組みを進めている。	■ 効果が高い	
5 その他		□ 効果が高いとは言えない	
	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		

4令和3年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	終了	単年度事業のため終了
外部評価	—	—
2次評価	終了	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)